

昭和二十五年十一月三十日提出  
質問第一二二二号

医療費の政府支拂に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年十一月三十日

提出者 風早八十二

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

## 医療費の政府支拂に関する質問主意書

東京都中野区にある城西診療所では、九月分四十五名、金額一万六千五百五十八円の医療費を民生事務所  
に請求したところ、民生事務所では、「治療が多すぎる。」という理由で支拂を拒否している。結核患者に  
対しストレプト・マイシンはおろか、ビタミン一本注射することも濫療といっている。医者は病気を治  
すための医者ではないのか。このような事実が多いため、一般の開業医はほとんど医療券による患者を拒  
否するか、又は当然その病気の治療に有効且つ必要な薬を用いることをしない者もいる。以上の事実は国  
民の健康を保持するためにある健康保険法を踏みにじているものである。

濫療を口実にする医療費の政府支拂拒否若しくは支拂遅延に対する政府の方針を明確にされたい。

右質問する。